

第193回定例研究会

12月19日(木)

於: 国労会館および Zoom

# 何が公正取引を困難にしているのか！ 経営者調査から得られた示唆

報告：小澤 薫 氏（新潟県立大学）

はじめに

・「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について」（中央最低賃金審議会）

「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する」

「事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実する」

・インターネット調査の結果から、価格転嫁を困難にしている要因や中小・零細企業経営者が真に必要なとする支援について考える。

## 調査の概要

- ・調査時期：2023年2月
- ・抽出条件：従業員規模3人から300人未満
- ・回答者：5,000人

## 調査結果

・約3分の1が値引き要請を受けていて、価格に対する値引き割合は「2割未満」が多い。  
・発注元と受注先との関係が対等とは言えない。

・コスト上昇に対する支援策は、行政指導よりも実質的な負担の軽減の方が要望が大きい。

・業種別値引き要請の頻度で、「何度もあった」のは「電気ガス水道」「卸売業」「建設業」「製造業」が多い。

・値引き要請の頻度が高まると価格転嫁が難しくなる傾向がある。

## 業務改善助成金について

・「業務改善助成金」は、個別企業ごとに賃上げと生産性向上を支援する仕組みです。支援を受けようとする企業はまず、事業場内の最低賃金の引き上げ計画と設備投資などの計画を作成

し、各地の労働局に申請する。その後、実際に計画を実施すると助成金が支給される。

・2022年度の交付決定件数は5,672件（執行額45.8億円）、23年度は13,603件（151.6億円）。

・収支状況が悪い企業ほど「検討したが利用したことがない」「制度について知らないで利用したことがない」という回答が多い。

## 自由記述

・「社会保険料がかなり負担になり、営業利益を圧迫し従業員を増やそうにも増やせず売上げを上げることができない悪循環になっています。」

・「この数年連続して、最低賃金の引き上げがなされている。当然、社会保険料も連動して上昇しているため、中小企業は資金も人材もぎりぎりのところで回しているため、このままでは倒産しかねない。」

・「とにかく消費税減税や社会保険料の一定期間の負担軽減を強く望みます。短時間労働者の社会保険加入だけでも死活問題となっています。」

・「助成金の申請書類が複雑すぎるので、もっと簡単に申請できるようにしてほしい。」

・「大手企業が価格転嫁できない分を中小企業へしわ寄せしている状況を改善してほしい。大手が中小企業に適正な価格を支払わない限り、中小企業で賃上げは簡単ではない。」

## まとめ

・業種別に差はみられるが中小・零細企業に対して値引き要請が一定割合で行われていること。

・値引き要請の頻度が低くなれば、価格転嫁がしやすくなる傾向がみられること。

・値引き要請は企業経営に少なからず影響を及ぼしていること。

・社会保険料や税金の負担軽減の要望が大きいこと。

・値引き要請が頻繁に行われることを規制するのは、行政の役割であること。

\*連絡先：〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階301号（静岡県評内）

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール [roudouadv@cy.tnc.ne.jp](mailto:roudouadv@cy.tnc.ne.jp) ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>